

(未定稿)

加賀市公立保育園再編基本計画

平成27年 月

加 賀 市

目 次

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画期間 1

第Ⅱ章 加賀市の保育園の変遷について

- 1 加賀市の保育園の変遷 2

第Ⅲ章 公立保育園を取り巻く現状と課題

- 1 公立保育園の現状と課題 3
 - (1) 人口・出生数
 - (2) 地区別の就学前児童数
 - (3) 保育園・幼稚園の就園児童数
 - (4) 公立保育園の入園状況
 - (5) 公立保育園の保育士数
 - (6) 公立保育園の運営費
 - (7) 公立保育園の施設の状況
 - (8) 小規模保育園の抱える課題
- 2 公立保育園の休園基準等について 14
 - (1) 公立保育園運営の休園基準
 - (2) 公立保育園の今後の運営説明

第Ⅳ章 再編の基本方針について

- 1 再編の基本方針 15
- 2 公立保育園の役割について 15

第Ⅴ章 再編の標準的な手順および具体的なスケジュール 16

第Ⅵ章 資料編 17

- 1 加賀市の保育園数の変遷
- 2 加賀市健康福祉審議会条例
- 3 加賀市健康福祉審議会規則
- 4 公立保育園再編基本計画 審議経過
- 5 加賀市健康福祉審議会こども分科会（加賀市子ども・子育て会議）委員名簿

第Ⅰ章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の急激な少子化、核家族化の進行や就労形態の変化、経済・雇用情勢の低迷など、子育て世代を取り巻く社会情勢の影響により、教育・保育に対する保護者のニーズが複雑化、多様化しています。

また、地域のコミュニティの希薄化などにより、子育て・子育てに悩みや不安を感じる保護者が増えており、地域における子育て支援の拠点として保育所等が担う役割がとりわけ重要となってきています。

さらに、児童虐待、発達に遅れや心配のある子どもの増加、ひとり親家庭、養育不良など支援や保護が必要な子どもや家庭への切れ目のない、細やかな相談体制の充実が求められています。

このような状況の中、本市では、安心して子どもを産み、育てることができるよう、「加賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を推進していますが、そのためには、限られた財源の中で、人材や地域資源を効率的かつ効果的に活用していく必要があります。

また、人口減少、少子化が進行する中で、市内の保育園児童数の約3分の2が法人立保育園へ入園する一方で、公立保育園の児童数は小規模化し、子どもの「社会性の育ち」を担保する集団保育の確保が難しくなっていることから、保育の課題に対応し、子どもたちの健やかな育ちのための環境を整備するため、公立保育園の再編基本計画を策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、平成28年度を初年度として、平成36年度までとします。

平成28年度から平成32年度までを前期計画、平成33年度から平成36年度までを後期計画とします。なお、国の動向及び社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画期間中においても、本計画の見直しを行います。

第Ⅱ章 加賀市の保育園の変遷について

1 加賀市の保育園の変遷

市内の保育園は、託児所に始まり、様々な形態を経ながら、時代とともに変化してきました。昭和40年前半までは、保育園の約9割が公立保育園でした。

法人立保育園は、時代の変化や保護者のニーズの変化に対応し、その機能を拡充しながら、保育園数を増やしてきました。

【加賀市保育園数の変遷】

年度等	設 置 数								
	旧加賀市			旧山中町			合 計		
	公立	法人立	小計	公立	法人立	小計	公立	法人立	合計
S33年	46	2	48	8	2	10	54	4	58
S43年	39	3	42	7	2	9	46	5	51
S53年	21	8	29	6	3	9	27	11	38
S63年	20	10	30	4	3	7	24	13	37
H10年	19	12	31	4	2	6	23	14	37
H16年 4月	18	12	30	4	2	6	22	14	36
H17年 4月	18	12	30	3	2	5	21	14	35
H17年10月	18	12	30	3	2	5	21	14	35
H18年	18	11	29	3	2	5	21	13	34
H19年	18	11	29	3	2	5	21	13	34
H21年	18	11	29	2	2	4	20	13	33
H23年	17	11	28	2	2	4	19	13	32
H24年	16	11	27	2	2	4	18	13	31
H25年～	15	11	26	2	2	4	17	13	30

第Ⅲ章 公立保育園を取り巻く現状と課題

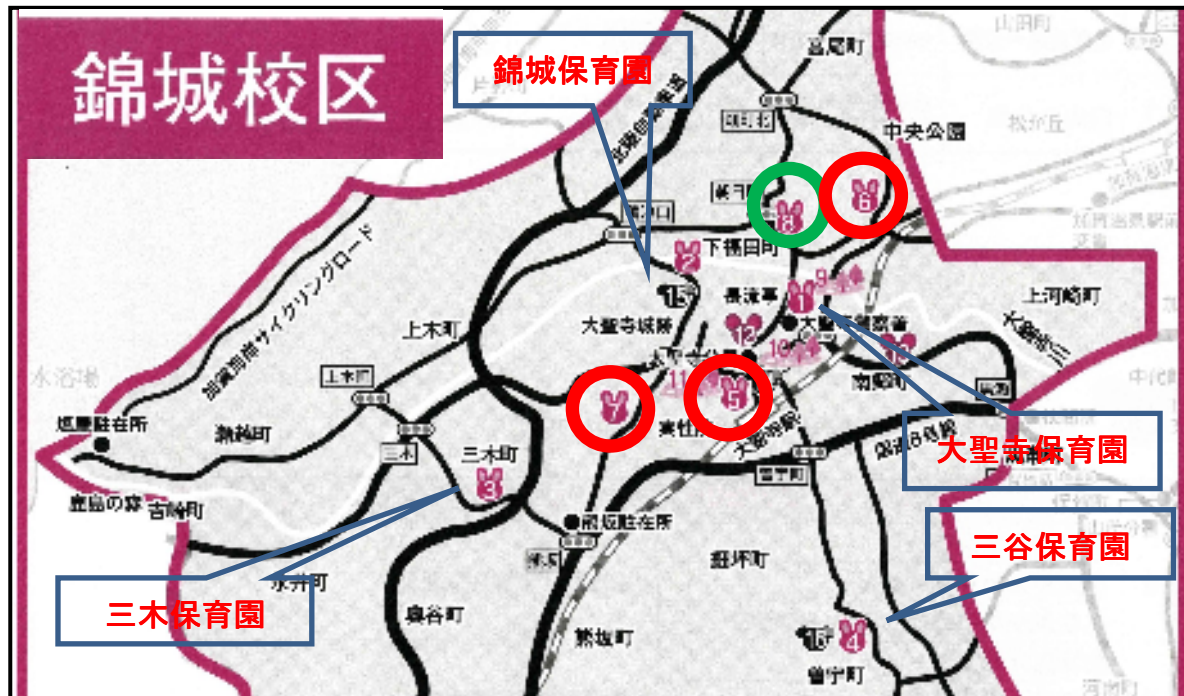
1 公立保育園の現状と課題

- (1) 人口・出生数・合計特殊出生率
- (2) 地区別の就学前児童数
- (3) 保育園・幼稚園の就園児童数

《各種資料》

(4) 公立保育園の入園状況

【錦城中学校区】



H27. 4. 1 現在

公立	定員	入園数	充足率
①大聖寺保育園	60 人	45 人	75.0%
②錦城保育園	50 人	27 人	54.0%
③三木保育園	30 人	17 人	56.7%
④三谷保育園	30 人	13 人	43.3%
合 計	170 人	102 人	60.0%

法人立	定員	入園数	充足率
⑤たちばな乳幼児保育園	150 人	140 人	93.3%
⑥清和保育園	110 人	100 人	90.9%
⑦聖光保育園	140 人	140 人	100.0%
合 計	400 人	380 人	95.0%

私立	定員	入園数	充足率
⑧かが幼稚園	200 人	61 人	30.5%

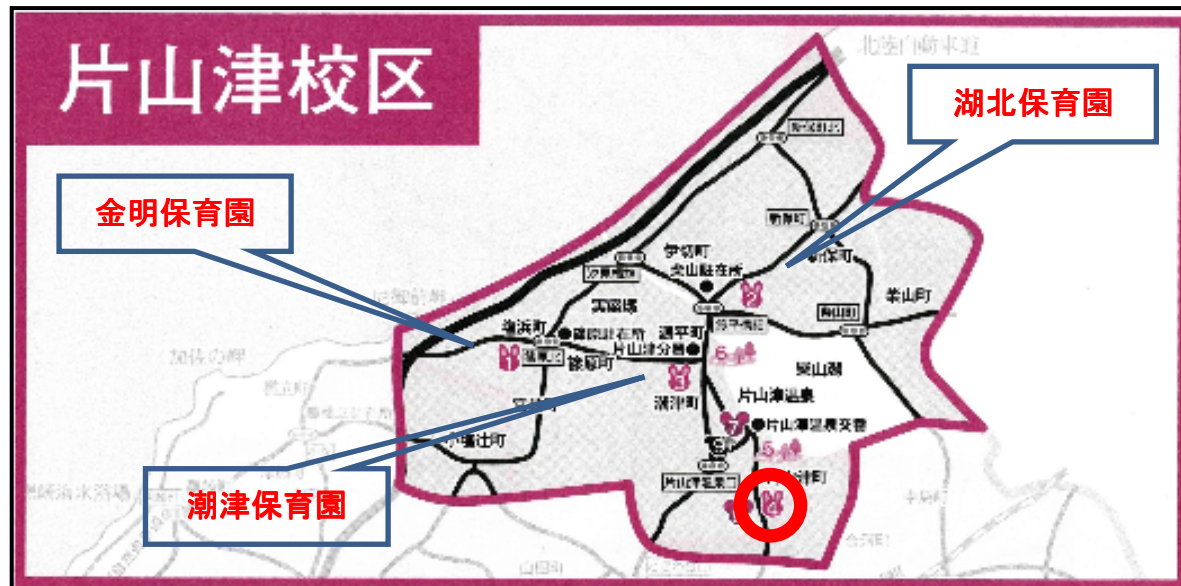
【錦城中学校区】



公立	定員	入園数	充足率
①橋立保育園	95 人	69 人	72.6%

H27.4.1 現在

【片山津中学校区】

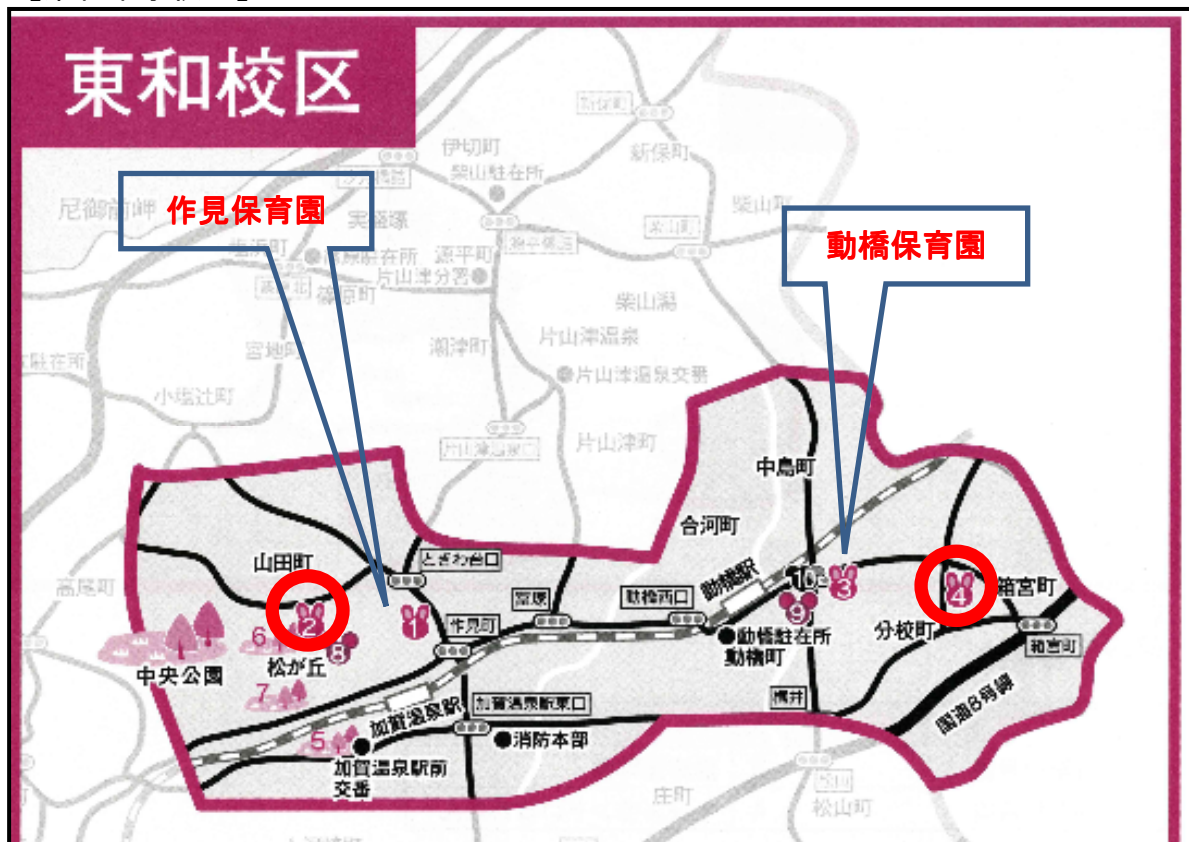


公立	定員	入園数	充足率
①金明保育園	65 人	40 人	61.5%
②湖北保育園	65 人	41 人	63.1%
③潮津保育園	30 人	14 人	46.7%
合 計	160 人	95 人	59.4%

H27.4.1 現在

法人立	定員	入園数	充足率
④キッズランドいなみえん (認定こども園)	240 人	227 人	94.6%

【東和中学校区】

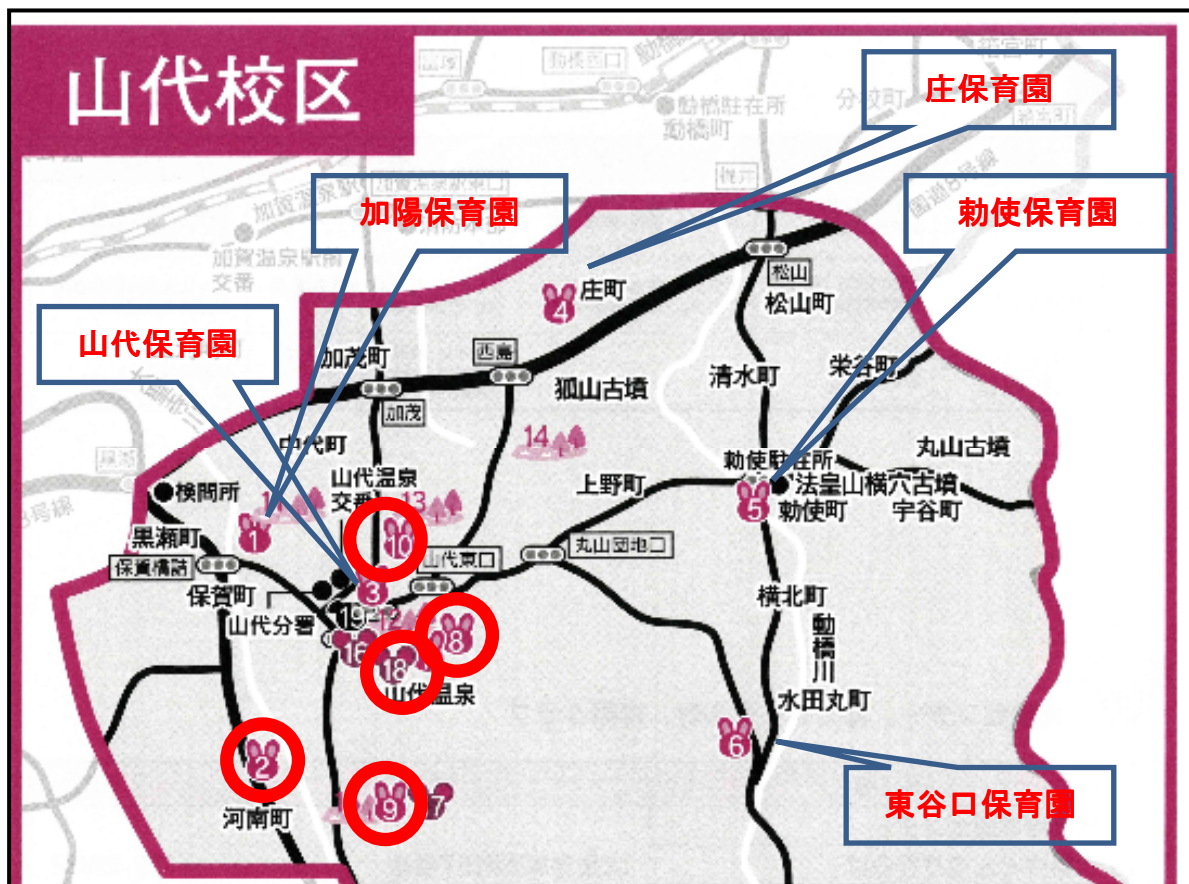


H27.4.1 現在

公立	定員	入園数	充足率
①作見保育園	70 人	55 人	78.6%
③動橋保育園	165 人	160 人	97.0%
合 計	235 人	215 人	91.5%

法人立	定員	入園数	充足率
②松が丘保育園	190 人	183 人	96.3%
④清心保育園	110 人	110 人	100.0%
合 計	300 人	293 人	97.7%

【山代中学校区】



H27.4.1 現在

	定員	計	充足率
①加陽保育園	80 人	74 人	92.5%
③山代保育園	40 人	21 人	52.5%
④庄保育園	60 人	36 人	60.0%
⑤勅使保育園	40 人	26 人	65.0%
⑥東谷口保育園	30 人	22 人	73.3%
合 計	250 人	179 人	71.6%

	定員	計	充足率
②新生保育園	110 人	110 人	100.0%
⑦やくおうえん	60 人	46 人	76.7%
⑧第2やくおうえん	20 人	14 人	70.0%
⑨わかたけ保育園	160 人	156 人	97.5%
⑩開陽保育園	120 人	113 人	94.2%
合 計	470 人	439 人	93.4%

山中校区



H27.4.1 現在

公 立	定員	入園数	充足率
①山中中央保育園	65 人	43 人	66.2%
②河南保育園	65 人	43 人	66.2%
合 計	130 人	86 人	66.2%

法人立	定員	入園数	充足率
③山中保育園	80 人	78 人	97.5%
④山中ふたば保育園	80 人	72 人	90.0%
合 計	160 人	150 人	93.8%

(5) 公立保育園の保育士数

平成27年4月1日現在の正規保育士80人と臨時保育士は73人となっています。

0歳児を中心とした途中入園に応えるため、年度途中で多くの保育士が必要になりますが、年々、フルタイム勤務の保育士の確保が難しくなっており、短時間勤務(パートタイム)の保育士が増加しており、人員確保の環境は非常に厳しいものとなっています。

年度	正規	臨時	合計	職員比率	
				正規	臨時
20年度	90人	73人	163人	55.2%	44.8%
21年度	86人	73人	159人	54.1%	45.9%
22年度	79人	76人	155人	51.0%	49.0%
23年度	83人	74人	157人	52.9%	47.1%
24年度	81人	71人	152人	53.3%	46.7%
25年度	84人	71人	155人	53.3%	46.7%
26年度	85人	69人	154人	55.2%	47.8%
27年度	80人	73人	153人	52.3%	47.7%

(4月1日現在)

《参考》

○ 保育士の配置基準(保育士1人あたり)

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年 石川県規則第67号)第12条

	基準
0歳児	3人
1歳児	6人
2歳児	6人
3歳児	20人
4歳児	30人
5歳児	30人

○ 異年齢混合保育における加賀市保育士配置基準(保育士1人あたり)

	基準
3歳、4歳、5歳混合	20人
4歳、5歳混合	25人

(6) 公立保育園の運営費

保育園の運営に要する経費は、国、県、市及び利用者負担額（保育料）で賄われています。

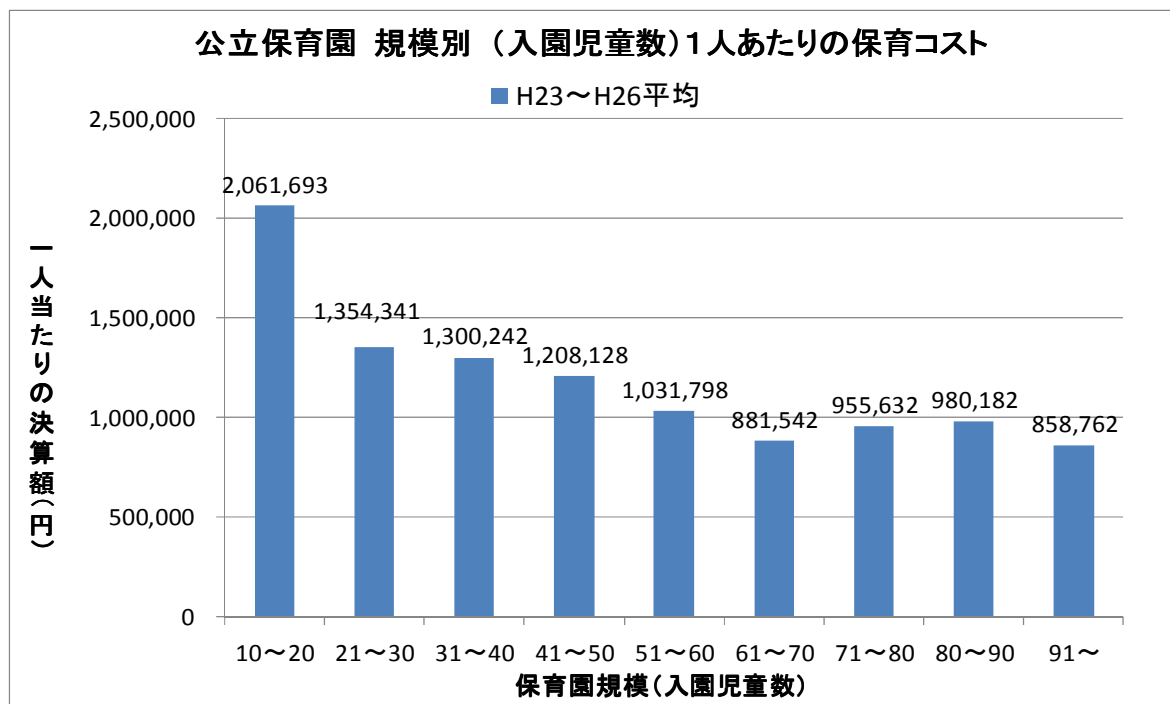
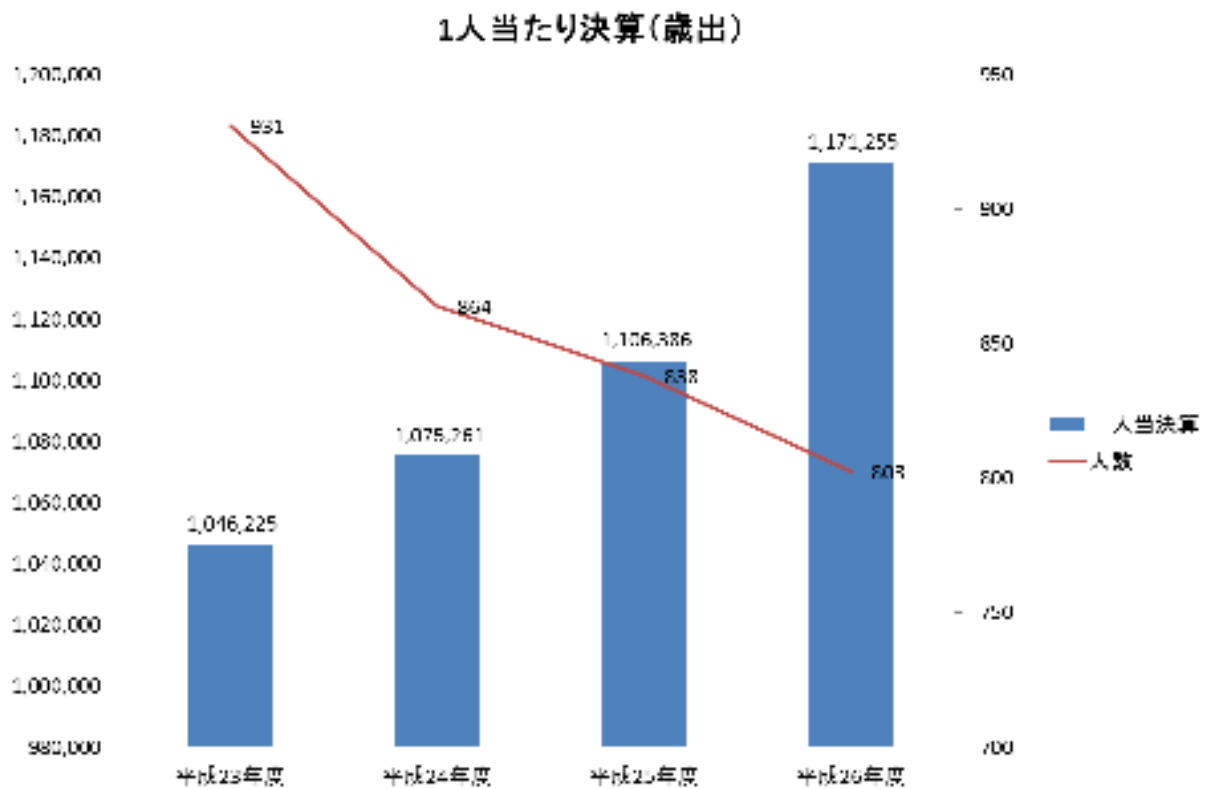
また、入園児童数の減少による保育園の小規模化に伴い、公立保育園における入園児童1人あたりの保育費用は、上昇しています。市内最少規模保育園の保育コストは、市内最大規模保育園の約2倍となっています。

効率的な保育運営の観点からも、適正規模による保育園運営が求められます。

【児童1人あたりの保育コスト(円)】

保育園名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大聖寺保育園	861,296	853,569	855,995	1,100,508
錦城保育園	1,263,036	1,324,658	1,360,304	1,510,564
山代保育園	1,148,698	1,355,676	1,427,627	1,764,863
庄保育園	1,014,558	1,079,123	1,115,726	1,224,054
勅使保育園	1,218,386	1,188,382	1,527,990	1,615,030
東谷口保育園	1,474,093	1,269,677	1,231,937	1,303,556
作見保育園	904,546	1,007,934	1,066,978	1,139,281
金明保育園	1,023,442	851,264	1,003,755	1,078,326
湖北保育園	821,163	889,162	1,005,396	1,081,281
潮津保育園	1,396,233	1,673,964	1,910,206	1,636,656
動橋保育園	875,286	837,141	864,517	858,105
橋立保育園	743,203	838,531	970,982	1,113,495
三木保育園	1,249,008	1,880,115	1,476,213	1,655,745
三谷保育園(※)	1,566,820	3,556,829	3,396,008	2,950,010
南郷保育園	2,007,164	—	—	—
加陽保育園	1,155,022	989,381	1,023,253	995,066
緑丘保育園	1,604,911	2,144,363	—	—
山中中央保育園	985,953	1,028,709	1,064,971	1,263,420
河南保育園	1,260,326	1,338,014	1,281,934	1,211,472
平均保育コスト	1,046,225	1,075,261	1,106,386	1,171,255

※ 三谷保育園には、子育て支援センターの運営費を含む。



(7) 公立保育園の施設の状況

昭和 40 年代後半から 50 年代前半に建設された施設（11 園）が多く、老朽化による修繕費等が増加傾向にあり、また、公共施設マネジメント(基本方針)では、将来の財政見通し等を踏まえて、平成 36 年度に保育園を現在の 50%とする削減目標が掲げられています。

将来を見据えて、保育園を最適に維持管理する取組が必要となっています。

【公立保育園の建築年等】

中学校区	保育園名	床面積（㎡）	構造	建築年次	備考
大 聖 寺	大聖寺保育園	911.95	RC・1階	S63	
	錦城保育園	618.33	RC・1 階	S62	
	三木保育園	636.61	RC・1 階	S54	
	三谷保育園	536.16	RC・1 階	H04	
山 代	山代保育園	582.51	RC・1 階	H02	
	加陽保育園	587.48	RC・1 階	H07	
	庄保育園	735.57	RC・1 階	S52	
	勅使保育園	659.50	RC・1 階	S50	
	東谷口保育園	521.02	W・1階	H10	
片 山 津	金明保育園	757.60	RC・1 階	S48	
	（増築棟）	80.15	RC・1 階	S55	
	湖北保育園	609.20	RC・1 階	S46	
	（増築棟）	79.14	RC・1 階	S55	
	潮津保育園	287.60	RC・1 階	S46	
	（増築棟）	98.00	RC・1 階	S51	
橋 立	橋立保育園	857.18	RC・1 階	S48	
東 和	作見保育園	1,017.22	RC・1 階	S50	H28改修予定
	動橋保育園	1,144.50	RC・1 階	S50	H28改修予定
山 中	山中中央保育園	803.53	RC・1 階	S50	
	河南保育園	771.05	RC・1 階	S51	

※ 構造：Wは木造、RCは、鉄筋コンクリート造

(8) 小規模保育園の抱える課題

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場であり、集団保育による子どもの社会性、協調性、忍耐力等を身につけるためのクラス編成や集団活動の保障等を考慮する必要があります。

～人的環境～

- ・ 異年齢児混合クラス編成
- ・ 限られた大人との関わり

～自主・自立の態度～

- ・ 細やかな対応 ⇔ 児童への過干渉

～子ども相互の関係作り～

- ・ 関係性の固定化 ⇒ 他人からの刺激

～集団活動の効果～

- ・ 集団遊び経験が少ない ⇒ 想像力が広がり

～けんかや葛藤の経験～

- ・ 我慢、譲り合いの気持ちの醸成の機会

～多様な経験～

- ・ 行事、遊びの小規模化 ⇒ 活発な活動機会
協同の機会

《保育士の意見》

2 公立保育園の休園基準等について

平成20年3月に次のとおり休園基準等を定めています。

(1) 公立保育園運営の休園基準

子どもたちの集団体験の確保等の質を維持するため、また、効率的な運営等を踏まえ、20名以上の園児による保育園運営を実施します。

新年度の入園申込終了時点において、2年連続で20人未満の入園児童数となる場合で、かつ、年度途中の入園児童数を見込んでも20人以上の確保が困難な場合は、休園のための協議を行います。

ただし、新年度の入園申込終了時点で、入園見込み児童数が10人未満となる場合は、休園します。

【これまでの公立保育園の休園（廃園）施設について】

保育園名	休園年月日	備考
中津原保育園	平成17年4月	旧山中町
若美弥保育園	平成21年4月	
橋立南保育園	平成23年4月	
南郷保育園	平成24年4月	
緑丘保育園	平成25年4月	

※ 上記の5園は、既に廃園となっている。

(2) 公立保育園の今後の運営説明

新年度の入園申込み前の10月初旬頃に次の内容を保護者と地区に説明します。

- ① 入園申込受付期間は、毎年11月1日～11月15日まで
- ② 受付終了後、毎年度4月の児童数(見込)により次のとおり対応します。
[休園] 10人未満の場合、[休園協議] 20人未満の場合
- ③ 休園児童への支援

休園年度に入園申込みを行った児童が卒園するまでの期間は、登降園時にタクシー(送迎補助者1名が同行)による送迎を行います。

第Ⅳ章 再編の基本方針について

1 再編の基本方針

- (1) 再編計画及び年次計画は、平成27年度に策定する。
- (2) 再編は中学校区を基本とするが、状況によっては校区をまたぐ再編を行う。
- (3) 公立保育園の1クラスあたりの標準規模は、20人程度を目指す。
- (4) 公立保育園を地域の子育て支援の拠点施設と位置付け、中学校区に最低1園を配置する。
- (5) 再編は、児童数30人未満の小規模園を優先して行うこととし、最長で3年間を目途に統合する。
- (6) 児童数30人以上80人未満の標準未満園は、暫定的に継続することとし、児童数の推移を見ながら再編時期の検討を行う。
- (7) 具体的な再編の方針について、必要に応じ市民の意見を聞くものとする。

2 公立保育園の役割について

《保育士等の意見から》

第Ⅴ章 再編の標準的な手順および具体的なスケジュール

《再編の標準的な手順および具体的な スケジュール》

第Ⅵ章 資料編

1 加賀市の保育園数の変遷

2 加賀市健康福祉審議会こども分科会（加賀市子ども・子育て会議）

（1）加賀市健康福祉審議会条例

（設置）

第1条 本市の健康及び福祉施策の推進について調査審議するため、加賀市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- （1） 地域福祉に関する事項
- （2） 高齢者に関する事項
- （3） 障害者に関する事項
- （4） こどもに関する事項
- （5） 健康に関する事項
- （6） 前各号に掲げるもののほか、健康及び福祉施策の推進に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 保健医療関係機関又は団体が推薦する者
- （3） 福祉関係機関又は団体が推薦する者
- （4） 地域関係団体が推薦する者
- （5） 公募による市民
- （6） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（審議会委員の任期）

第4条 審議会の委員（以下「審議会委員」という。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、審議会委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会委員委嘱又は任命後の最初の審議会は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、審議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席審議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、次に掲げる分科会を置く。

(1) 高齢者分科会

(2) 障害者分科会

(3) こども分科会

(4) 健康分科会

2 審議会は、前項の分科会の決議(審議会の会長が認める決議に限る。)をもって、審議会の決議とすることができる。

(分科会の委員等)

第8条 前条第1項に規定する分科会は、委員20人以内をもって組織する。

2 分科会に属すべき審議会委員は、審議会の会長が指名する。

3 前項の委員以外の分科会の委員(以下「分科会委員」という。)は、学識経験を有する者等のうちから、審議会の会長の推薦に基づき市長が委嘱し、又は任命する。

4 分科会に会長を置き、当該分科会に属する審議会委員及び分科会委員の互選により定める。

5 第4条の規定は分科会委員に、第6条の規定は分科会の会議に準用する。

(専門部会)

第9条 分科会に、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第10条 審議会及び分科会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は福祉担当課において処理し、次の各号に掲げる分科会の庶務はそ

れぞれ当該各号に定める業務担当課において処理する。

- (1) 高齢者分科会 高齢者担当課
- (2) 障害者分科会 障害者担当課
- (3) こども分科会 こども担当課
- (4) 健康分科会 健康担当課

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱し、又は任命された審議会委員及び分科会委員の任期は、第4条又は第8条第5項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(2) 加賀市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加賀市健康福祉審議会条例(平成17年加賀市条例第119号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、加賀市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問の付議)

第2条 審議会の会長は、市長の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会に付議することができる。

(分科会の所掌事務)

第3条 条例第7条第1項各号に規定する分科会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高齢者分科会

- ア 高齢者福祉計画に関する事項
- イ 介護保険事業計画に関する事項
- ウ 公的介護施設等の計画及び整備に関する事項
- エ 地域包括支援センターの運営に関する事項
- オ アからエまでに掲げるもののほか、高齢者の福祉を推進するために必要な事項

(2) 障害者分科会

- ア 障がい者計画・障がい福祉計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、障がい者福祉を推進するために必要な事項

(3) こども分科会

- ア 次世代育成支援対策地域行動計画及び子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- イ 子ども・子育て会議に関する事項(子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務)
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、児童福祉を推進するために必要な事項

(4) 健康分科会

- ア 健康増進計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項

(分科会の副会長)

第4条 条例第8条第4項の会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代理するため、分科会に副会長を置くことができる。

2 副会長は、分科会の委員の互選により定める。

(専門部会)

第5条 条例第9条の専門部会(以下「部会」という。)は、分科会の会長が特定の事項を調査審議するため必要と認めるときに、審議会の会長の同意を得て置くことができる。

2 部会は、委員20人以内をもって組織する。

3 部会に、会長及び副会長を置くことができる。

(委員の除斥)

第6条 議案について利害関係を有する審議会、分科会及び部会の委員は、当該議案の審議に参加することができない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会の会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに、この規則による改正前の加賀市健康福祉審議会規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の加賀市健康福祉審議会規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

4 公立保育園再編基本計画 審議経過

5 加賀市健康福祉審議会こども分科会（加賀市子ども・子育て会議）委員名簿

No.	役職	氏 名	団体名等
1	会 長	近 藤 裕 成	加賀市医師会
2	副会長	山 下 悟	加賀市社会福祉法人立保育園連合会
3	委 員	福 井 逸 子	金沢星稜大学
4	〃	河 原 廣 子	N P O法人 かもママ
5	〃	中 西 修 一	加賀市教育委員会
6	〃	高 橋 晴 美	加賀市民生委員児童委員協議会
7	〃	宮 林 直 樹	連合石川かが地域協議会
8	〃	辻 豊	社会福祉法人 加賀市社会福祉協議会
9	〃	角 谷 直 樹	一般社団法人 加賀労働基準協会
10	〃	渡 邊 毅	加賀市区長会連合会
11	〃	酢 谷 恭 子	加賀商工会議所
12	〃	北 川 ちあき	みらい子育てネット 加賀市地域活動連絡協議会
13	〃	菅 谷 幸 一	石川県南加賀保健福祉センター
14	〃	山 畑 秀 徳	公益社団法人 加賀青年会議所
15	〃	車 佳代子	加賀市女性協議会
16	〃	山 口 美 幸	加賀市育児サークル連絡協議会 ぴよぴよ・かが
17	〃	清 水 初 美	加賀市P T A連合会
18	〃	山 本 憲 一	学校法人かが学園 かが幼稚園
19	〃	水 島 邦 夫	加賀市学童保育保護者会連合会